

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

2020年
4月施行

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫

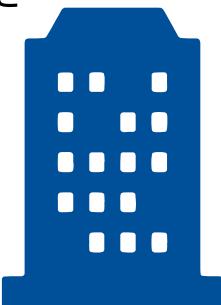
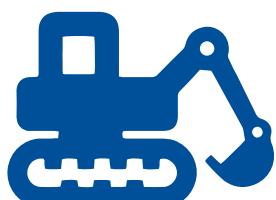


冷凍冷蔵用
ショーケース
など

建設・解体業者

やるべきこと

- ①解体する建物において業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明。
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- ②フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者への
フロン類引渡しを受託した場合)
- ③フロン類が回収されていることを確認し
廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う
機器廃棄は直接罰の対象。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認
書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が
回収済み

フロン類が
未回収

方法②の場合

方法①: 工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。

方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

- 工事発注者から
フロン類の
引取証明書の写しを
もらいます。

- 充填回収業者から引取証明書の
写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを
必要部数用意します。

委託
確認書

引取
証明書
(写し)

充填回収業者*



フロン類を回収し、
引取証明書を発行します。
※都道府県に登録された第一種
フロン類充填回収業者

- 廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の
引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に
甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



エアコン1台分
ビル用パッケージエアコン
1台に含まれるフロンは約20kg

約50t-CO₂

=

レジ袋
約150万枚分



トラック
地球2.4周分



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により フロン類の回収が確認できない機器の 引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し) でフロン類が回収済みであることを確認したとき
または
充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



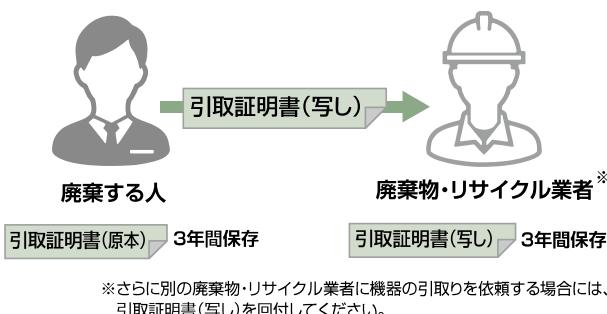
室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

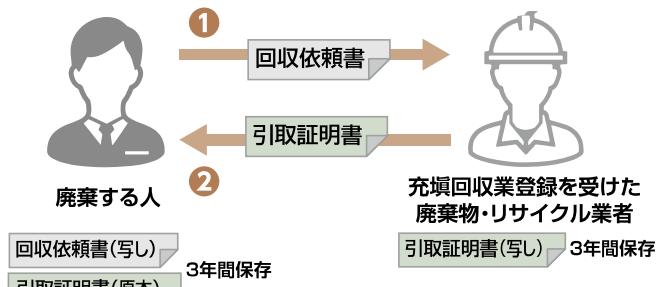
Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

①引取証明書を受け取った場合



②自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか？

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。

※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

TEL:03-3501-1511 (内線3711)

